

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

平成24年12月26日

広島県知事 湯 崎 英 彦

県一般24第19号

1 調達内容

(1) 業務名

広島県庁舎清掃業務委託

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

（地方自治法〔昭和22年法律第67号〕第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 履行場所

広島市中区基町10番52号

広島県庁舎本館等

(5) 入札方法

3年間の総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（5パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 技術資料

(1) 技術資料の内容は次表のとおりとする。

	項 目	内 容
技術評価	業務実績	業務実績，研修の実績及び計画，建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業登録
	実施体制	作業計画，実施体制，資格者配置
	自主検査体制	社内規程の整備，自主検査体制計画，資格者による検査
障害者 就労支援評価	本業務における取組	本業務への新規雇用，継続就労の支援体制
	企業としての取組実績	障害者雇用率，就労施設からの物品調達

- (2) 技術資料の提出方法
提出する技術資料は、技術資料提出書に必要書類を添付したものとすること。
- 3 総合評価に関する事項
 - (1) 各評価項目における評価基準は、別表のとおりとする。
 - (2) 落札者の決定方法
(1)の評価基準により最も高い評価値を得た者を落札者とする。（「6 落札者の決定方法」のとおり。）
 - (3) 評価内容の担保
受注者は、発注者からの指示がない限り、技術資料の記載事項について原則として全て履行しなければならない。
- 4 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 平成23年広島県告示第740号（平成24年から平成26年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「11A施設清掃」の資格を認定されている者であること。
 - (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
 - (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に掲げる建築物清掃業又は同項第8号に掲げる建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。
 - (5) 本件調達に係る業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることなく履行できる者であること。
 - (6) 本件調達の公告日の2年前の日の翌日から開札日までの間に、県との契約において「11A施設清掃」の業務について契約不履行等を理由に契約を解除されたことがない者であること。
 - (7) 労働保険の未適用及び直近1年間の保険料の未納がない者であること。
- 5 入札参加資格審査の申請手続
 - (1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）で上記4(2)の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
 - (2) 申請期間
平成24年12月26日（水）から平成25年1月16日（水）まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日〔以下「休日」という。〕、平成24年12月31日（月）、平成25年1月2日（水）及び3日（木）を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。
 - (3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

- (4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県会計管理部会計総務課（広島県庁舎本館1階）

電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

6 入札手続等

- (1) 入札説明書、仕様書及び技術資料提出書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務局財産管理課（広島県庁舎本館3階）

電話（082）513-2301（ダイヤルイン）

イ 交付期間

平成24年12月26日（水）から平成25年1月16日（水）まで（土曜日、日曜日、休日、平成24年12月31日（月）、平成25年1月2日（水）及び3日（木）を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

- (2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

平成25年1月16日（水） 午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14

年法律第99号] 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

平成25年1月22日(火)までに通知する。

(3) 入札書及び技術資料の提出期限及び場所並びに提出方法

ア 日時

平成25年2月21日(木) 午後5時

イ 場所

広島市中区基町10番52号

広島県庁舎本館3階財産管理課

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記アの期限までに必着することとする。また、提出する入札書及び技術資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

7 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、最も高い評価値を得た者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

8 入札結果の公表方法

落札者が決定したときは、速やかに入札結果を広島県ホームページにて公表する。なお、入札参加者名及び入札参加者別評価点(評価項目ごとの総点及び個別点)は、公表するものとする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

(7) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者(ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「11A施設清掃」の資格に限る。)

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) (ア)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

上記6(2)オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書及び技術資料を提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約における特約事項

この入札による契約は、広島県議会における当該契約に係る平成25年度歳入歳出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

また、平成26年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

入札説明書による。

10 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務局財産管理課（広島県庁舎本館3階）

電話(082)513-2301（ダイヤルイン） ファクシミリ(082)224-1235

11 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required: Cleaning of Hiroshima Prefectural main building, etc.

(2) Fulfillment period: From 1 April, 2013 through 31 March, 2016 (A long-term continuing contract based on the regulations, Article 234-3 of the Local Government Act.)

- (3) Fulfillment place : Hiroshima Prefectural main building, etc.
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 p.m., 16 January, 2013
- (5) Time-limit for tender : 10:00 a.m., 21 February, 2013 (by mail 4:00 p.m., 20 February, 2013)
- (6) Contact point for the notice : Property Administration Division, Finance Department, General Affairs Bureau, Hiroshima Prefectural Government 10-52 Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City 730-8511 Japan
TEL 082-513-2301 (direct dialing) FAX 082-224-1235

各評価項目における評価基準

項目		評価内容	評価基準	得点	
業務実績	業務実績	過去3年間の同種同規模の業務実績を評価	・実績有り 2点 ・実績無し 0点	2/30	
	研修の実績及び計画	研修実施及び研修内容の評価(清掃技術及び接遇研修)	①過去1年間の清掃技術等研修 ・2回以上実施 3点 ・2回以下 0点 ②契約後における清掃技術研修 ・年2回以上実施 3点 ・年2回以下 0点	6/30	
	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業登録	建築物環境衛生総合管理業(8号登録)の評価(業務を所管する営業所の事業登録)	建築物環境衛生総合管理業(8号登録) ・8号登録 2点 ・登録無し 0点	2/30	
	技術評価	実施体制	作業計画	仕様書に基づく作業計画の評価 作業計画(優) 2点 (良) 1点 (不可) 0点	2/30
			実施体制	仕様書に基づく実施体制等の評価 実施体制(優) 6点 (良) 3点 (不可) 0点	6/30
		資格者配置	配置予定資格者(ビルクリーニング技能士)の確保の評価(仕様書上必須資格であるため、業務責任者は除く)	本業務に常駐するビルクリーニング技能士の人数 ・1人以上 2点 ・0人 0点	2/30
		※「作業計画表」「業務実施体制」の提出がない者は、失格とする。			
	自主検査体制	社内規程の整備	自主検査体制に関する社内規程整備状況の評価	自社独自の自主検査体制の社内規程整備状況 (優) 2点 (良) 1点 (不可) 0点	2/30
		自主検査体制計画	本業務に対する独自の自主検査体制の計画の評価	本清掃業務における自主検査体制計画 (優) 4点 (良) 2点 (不可) 0点	4/30
		資格者による検査	建築物清掃管理評価資格者(通称:インスペクター)による自主検査体制の評価	・資格者1級による自主検査体制 4点 ・資格者2級P, 2級Mによる自主検査体制 2点 ・資格者による検査体制なし 0点	4/30
障害者就労支援評価	本業務における取組	本業務に従事する障害者の新たな雇用数に応じて評価	本業務に従事する障害者の新たな雇用数 ・2人以上 6点 ・1人以上2人未満 4点 ・1人未満 0点 ※平成25年4月1日までに雇用予定の人数とする。 ※契約期間中においては、提案した人数の障害者の雇用を継続することを要する。	6/20	

		継続就労の支援体制	本業務に従事する障害者のための専任支援員の配置及び継続就労に関する提案の評価	次の事項に関する提案内容を総合的に評価 ①専任支援員の配置計画 ②現場作業に対する具体的かつ実施可能な支援の提案 ③継続就労に対する取組状況 ④職場定着のための支援体制に関する取組計画 (優) 4点 (良) 3点 (可) 2点 (不可) 0点			4/20
企業としての取組	障害者雇用率	企業の障害者雇用率の評価 (平成24年6月1日現在の雇用状況)	実雇用率(%)	1.8%未満	1.8%以上 2.0%未満	2.0%以上 2.5%未満	8/20
				0点	3点	4点	
				2.5%以上 3.0%未満	3.0%以上 3.5%未満	3.5%以上 4.0%未満	
				5点	6点	7点	
				4.0%以上			
				8点			
		就労施設等からの物品調達	県内の障害者就労施設等からの物品等(印刷や役務提供も含める)の調達の評価	・年間20万円以上の発注 2点 ・年間10万円以上の発注 1点 ・年間10万円未満の発注 0点		2/20	
合計							50/50
技術評価点の配分点							30点
障害者就労支援評価点の配分点							20点
価格評価点の配分点							100点
技術評価点	技術評価の合計点						30/150
障害者就労支援評価点	障害者就労支援評価の合計点						20/150
価格評価点	1 最低価格入札者の価格評価点を100点とする。 2 他の入札者の価格評価点については、最低価格入札者の数値(A)と各入札者の数値(A)の差を、100点から減じた数値とする。 ・数値(A) = (1 - (入札価格/予定価格)) × 100 ・価格評価点 = 100 - (最低価格入札者の数値(A) - 入札者の数値(A))						100/150
評価値	技術評価点 + 障害者就労支援評価点 + 価格評価点						150/150

※端数処理については、小数点以下第1位を切り捨てとする。

※評価項目の詳細及び提出資料の作成に関する注意事項については、入札説明書に添付する資料を参照すること。